

法人税関係

暗号資産の貸倒認定についての 留意点

1 はじめに

近年、暗号資産（仮想通貨）取引の普及に伴い、法人が暗号資産を保有・運用するケースが増加している。しかし、暗号資産取引所の破綻や取引先のデフォルトにより、法人が保有する暗号資産の貸倒れが生じると考えられる事例も発生している。その中でも「レンディング」と呼ばれる、保有する暗号資産を貸し出して利息収入を得る形態は、新たな資産運用の選択肢として注目を集めている。法人税法上の観点から暗号資産の貸倒損失の取扱いについて論じる。

2 暗号資産の法的位置付けと税務上の基本的取扱い

暗号資産は（資金決済法第2条第5項）に規定され、法人税法上は短期売買商品等として位置付けられている。法人税法では、暗号資産は時価評価の対象とされ、事業年度末に評価益または評価損を計上することとなる（法法61）。ただし、すべての暗号資産が時価評価の対象となるわけではなく、一定の要件を満たす「活発な市場が存在する暗号資産」に限定される（法令118の7）。

3 法人税法における貸倒損失の基本的取扱い

法人税法上、貸倒損失は「当該事業年度の損失の額」として損金算入される（法法22③三）。しかし、法人税法上は貸倒損失に関する別段の定めを規定していないため、実務上は①法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）、②事実上の貸倒れ（法基通9-6-2）、

③形式上の貸倒れ（法基通9-6-3）までの取り扱いが重要な指針となっている。

4 暗号資産の貸倒れに関する特有の問題

(1) 暗号資産は「金銭債権」に該当するか

暗号資産の貸倒れを考える上で最初に検討すべき問題は、暗号資産が法人税法上の「金銭債権」に該当するかという点である。上記③①②までの規定は、いずれも「金銭債権」を対象としている。

資金決済法上、暗号資産は「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」と定義されているが、必ずしも金銭債権とは同一視されていない。しかし、法人が他者に暗号資産を貸し付けた場合、その返還請求権は金銭債権に準じて考えることが経済的実質の類似性、法人税法の実質主義（法法11）の規定からも合理的であると思われる。

(2) 暗号資産取引所の倒産等による貸倒認定

代表的な事例として、2014年に発生した約460億円の取引所のビットコインが消失したマウントゴックス（Mt.Gox）事件がある。この事件では、取引所が破産手続開始の申立てを行い、法的整理手続が開始されたことから、法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）の要件を満たし、貸倒損失として認められると考える。

一方、価格暴落により貸し手全員の元本が一律16.202%減らせることになった2019年の

Poloniex取引所のレンディング取引デフォルト事例では、取引所側は法的整理手続を行わず、全額補填を約束し事業を継続していたことから、貸倒損失の要件を満たさず、損失として認められないと考える。

この両事例の比較から、暗号資産の貸倒損失を計上する際の実務上の留意点として、以下が挙げられる。

- ① 回収不能性を裏付ける客観的な証拠の確保（破産手続開始決定通知書、債権届出書等）
- ② 貸倒損失計上の適切な時期の見極め（回収不能が確定した事業年度）
- ③ 貸倒れとなった暗号資産の評価額の合理的な算定方法の選択
- ④ 部分的な回収可能性がある場合の適切な見積り

5 おわりに

暗号資産取引の特性に鑑み、今後さらなる通達や判例の蓄積が待たれるところではあるが、現状では、一般的な金銭債権の貸倒れに関する前述した③①②の税務上の取扱いを準用することが合理的であると考えられる。法人においては、暗号資産の貸倒れが生じた場合、回収不能性を客観的に証明できる証拠を収集・保管し、適切な事業年度に損金算入を行うことが求められる。

今後、暗号資産取引の拡大に伴い、より明確な税務上の取扱いが確立されることが期待される。

右山研究グループ
税理士 池畑 浩次